

議案第 20 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に  
ついて

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96  
条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日  
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市監査委員条例の一部改正)

第1条 那須烏山市監査委員条例（平成17年10月那須烏山市条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の9第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。</p>

(那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年9月那須烏山市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1)～(4) 略</p>

(那須烏山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 那須烏山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第138号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第7条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第7条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。